

令和7年度

海上保安学校（講堂）  
海女上子保衛生備等改修工事

【仕様書】

海上保安学校

## 第一章 工事概要

- 1 工事名 海上保安学校（講堂）女子衛生設備等改修工事  
2 工事場所 京都府舞鶴市字長浜 2001 番地  
3 工期 契約の翌日から令和8年3月27日  
4 工事内容 衛生設備等改修工事

### 建築工事の部

- |          |    |  |
|----------|----|--|
| 撤去工事     | 1式 | 天井石膏ボード撤去、在来トイレブース撤去、洗面台撤去、CB壁撤去   |
| 左官工事     | 1式 | 不陸調整   |
| 仕上工事     | 1式 | 床長尺シート仕上げ<br>壁メラミン化粧合板仕上げ等<br>天井メラミン化粧合板仕上げ等<br>ブース組立設置                      |
| 電気工事の部   |    |  |
| 撤去工事     | 1式 | 在来照明撤去   |
| 配線工事     | 1式 | 自動洗浄トイレ用配線工事   |
| 照明工事     | 1式 | LED 照明取付   |
| 設備工事の部   |    |  |
| 撤去工事     | 1式 | 衛生陶器撤去（大便器）<br>各種配管撤去（給水、汚水、雑排水）※通気管を含む<br>冷水器移設・工事完了後復旧<br>衛生陶器設置（大便器は官給する） |
| 衛生設備設置工事 | 1式 | 各種管設置<br>冷水器移設、復旧  |
| 配管工事     | 1式 | 各種配管敷設（給水、汚水、雑排水）※通気管を含む<br>配管コア抜き、不要配管貫通孔閉止                                 |
| 換気設備工事   | 1式 | 換気扇設置、ダクト敷設、ダクトコア抜き  |
| 空調設備工事   | 1式 | 空調装置設置（室内機・室外機セパレート）冷媒管、結線<br>(空調装置は官給する)                                    |

5 管理事務所

海上保安学校事務部会計課  
京都府舞鶴市字長浜 2001 番地

6 発注元

事務所名 海上保安学校事務部会計課  
所在地 京都府舞鶴市字長浜 2001 番地  
電話 0773-62-3520

7 注意事項

- (1) 本工事は海上保安学校の運営と並行して実施することから、仮設材、養生、資材により学校運営への障害とならないように配慮する。
- (2) 工事、工程等から電源断等、学校運営に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員、管理事務所と協議し承諾を受ける。
- (3) 工事の施工は、監督職員と十分に連絡を取りながら実施する。
- (4) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合、受注者の身の判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。
- (5) 解体作業と大きな騒音が発生する作業は、当校の運営日以外（基本的に土日が閉庁日）に作業を実施するものとする。

## 第二章 一般共通事項

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 適用範囲                 | (1) 本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。<br>(2) 特に指示していない一般事項については、法令・条例・関係電力会社の内外線工事規程・その他諸関係法規等による。<br>(3) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。<br>監督職員とは、「海上保安学校長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。<br>設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。<br>現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。<br>なお、軽微な変更等で、請負金額の変更は行わない。 |
| 2 設計図書                 | 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。  |
| 3 監督職員                 | (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。<br>(2) 着工に先立ち、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名等を監督職員に書面にて通知する。   |
| 4 疑義に対する協議             | (1) 現場の納まりなど<br>の関係による協議   |
| 5 現場の納まりなど<br>の関係による協議 | (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。<br>(2) 着工に先立ち、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名等を監督職員に書面にて通知する。   |
| 6 諸届                   | (1) 現場の納まりなど<br>の関係による協議   |
| 7 現場代理人及び主任技術者         | (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。<br>(2) 着工に先立ち、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名等を監督職員に書面にて通知する。   |
| 8 工事現場の安全衛生管理          | (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。<br>(2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。<br>(3) 請負者は、作業船等がふくそうしている区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。   |
| 9 災害及び公害の防止            | 工事の施行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。<br>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。<br>(2) 公害の防止に努める。<br>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。<br>(4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。<br>(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。<br>第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。<br>災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。  |
| 10 臨機の処理               | 従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。   |
| 11 養生                  | 工事中は、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。  |
| 12 工程表                 | 契約後速やかに、実施工工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。  |
| 13 施工計画書               | 契約後速やかに、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。   |
| 14 施工図、現寸図、見本その他       | 施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。<br>ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。  |
| 15 職方への指示              | 12、13及び14により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。  |
| 16 材料                  | (1) 材料は、新品とし、18により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。<br>(2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。<br>(3) 設計図書による「JIS（日本工業規格）の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものとする。<br>(4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。  |
| 17 材料搬入の報告             | 材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に27の工事報告で報告する。ただし、軽易   |

18 材料の検査	な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。 (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。	31 完成図書	(1) 工事が完成したときは、監督職員の指示により完成図、保全に関する説明書、試験成績書、工事写真などを作成し、A4版ファイルに整理し、海上保安学校会計課及び管理事務所、各1部を提出する。 (2) 工事写真については、各工種、工程毎に、施工前、施工中、施工後と記録し、特に完成後、検査により確認できない事項については、その施工内容が確認できるように、スケール等をあてて記録する。 (3) 工事完成後、正面・側面等2~3方向から撮影した完成写真を提出する。 電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。
19 材料検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。 施工は、設計図書及び12、13及び14による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。	32 その他	
20 施工			
21 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。		
22 施工の検査	ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。 監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合 監督職員の立会いは、下記の場合に行う。		
23 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が特に指示する場合 監督職員の立会いは、下記の場合に行う。		
24 施工検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体の作製及び試験所等は、19による。 他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。 工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。		
25 他工事との出合	監督職員が指示した場合には、工事の進ちょく、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。		
26 あと片付け	工事着工前から工事完成まで工事の施行順に撮影し、各1枚ずつアルバムに整理して監督職員に提出する。		
27 工事報告	特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。		
28 工事写真	特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。		
29 竣工検査	現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、「海上保安学校長」が任命する検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。		
30 官給品等	(1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人は次の処置をとる。 ア 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。 イ 官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。 ウ 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受け、引渡を行う。 (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。 ア 撤去品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。 イ 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を2部提出する。		

### 第三章 工事特記仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記による。

- 「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）」：日本建築学会（JASS）

(共通工事)  
(共通-1)  
一般事項

- (1) 建築材料等  
建築材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。  
ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 発生材の処理  
構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。
- (3) 工事実績登録  
契約金額に基づき工事実績情報を登録する。  
登録内容については、あらかじめ監督職員の確認を受ける。
- (4) 注意事項  
本工事は、学校運営と並行して施工するため、仮設材、養生材等による校務運営への障害については未然に防止するとともに仮設計画を事前に監督職員に提出し承諾を受ける。
- (5) その他施工に関する特記事項  
解体作業と大きな騒音が発生する作業は、当校の運営日以外（基本的に土日が閉校日）に作業を実施するものとする。

(共通-2)  
仮設工事

- (1) 工事用水  
協議による
- (2) 工事用電力  
協議による
- (3) 工事用道路  
工事用道路（敷地内外及び資材ヤード付近）の良好なる維持管理を行い、使用後は受注者において速やかに原形に復旧すること。
- (4) 仮設足場 [2.2.1]  
ア. 外部足場  
(ア)一般事項  
法令に従い適切に用いる  
(イ)建柱・布柱  
法令に従い適切に用いる  
(ウ)保護シート等による養生  
法令に従い適切に用いる  
1. 材料、撤去材の運搬方法 [表 2.2.1]  
資材ヤードまでB種
- (5) 既存部分の養生 [2.3.1]  
ビニールシート等による
- (6) 監督員事務所 [2.4.1]  
設けない
- (7) 公衆災害の防止等  
建築工事講習災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物処理推進要綱等関係規定を順守して災害の防止に努めること。

(建築工事)																							
A-1撤去工事	<p>カッター等を適切に使用し、必要以上に損傷を与えないよう配慮する。 撤去した廃材は適切に処分する。</p>																						
A-2防水工事	<p>シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）による。 シーリング材の種類及び施工箇所は、特記・図示による。 特記がなければ、種類は、被着体に応じたものとし、表9.7.1による。ただし、カーテンウォール目地及び外装壁タイル接着剤張り目地の場合を除く なお、異種シーリング材が接する場合は、監督職員と協議する。 その他、特記なき事項は標準仕様書による。</p>																						
A-3左官工事	<p>① 要求品質 左官工事の仕上り面は、所定の塗厚を有し、所要の状態であること。 塗り付けた材料には、有害な浮きがないこと。 ② モルタル調合及び塗厚（容積比）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下地</th> <th colspan="2">下塗り</th> <th colspan="2">むら直し 中塗り</th> <th colspan="2">上塗り</th> <th rowspan="2">塗厚 (mm)</th> </tr> <tr> <th>セメント</th> <th>砂</th> <th>セメント</th> <th>砂</th> <th>セメント</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート/ CB/レンガ</td> <td>1</td> <td>2.5</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>25 以下</td> </tr> </tbody> </table>	下地	下塗り		むら直し 中塗り		上塗り		塗厚 (mm)	セメント	砂	セメント	砂	セメント	砂	コンクリート/ CB/レンガ	1	2.5	1	3	1	3	25 以下
下地	下塗り		むら直し 中塗り		上塗り		塗厚 (mm)																
	セメント	砂	セメント	砂	セメント	砂																	
コンクリート/ CB/レンガ	1	2.5	1	3	1	3	25 以下																
A-4建具工事	<p>(1) 建具工事に用いる材料は、所定のものであること。 (2) 建具は、所定の形状及び寸法を有すること。また、見え掛け部は、所要の仕上り状態であること。 (3) 建具は、耐風圧性、気密性、水密性等に関して所定の性能を有すること。また、所要の耐震性能を有すること。 (4) その他、特記なき事項は標準仕様書による。</p>																						
A-5内装工事	<p>(1) 基本要求品質 ① 内装改修工事に用いる材料は、所定のものであること。 ② 内装改修工事の仕上り面は、所要の状態であること。 ③ 床の改修は、著しい不陸がなく、床鳴りが生じないこと。 (2) その他、撤去、下地処理は標準仕様書による。</p>																						
A-6間仕切工事	<p>(1) 材料 ① 壁下地材は、JIS A 6517（建築用鋼製下地材（壁・天井））による。 ② 開口部補強材及び補強材取付け用金物は、防錆処理されたものとする。 ③ 組立及び取付け用打込みピン、小ねじ、ボルト等は、防錆処理されたものとする。 (2) その他、撤去、下地処理は標準仕様書による。 (3) 防音間仕切壁 防音間仕切壁の参考規格は別図のとおりとする。 参考規格：A-2000・WI（吉野石膏株） (4) 通常間仕切壁にあっては、標準仕様書、標準設計図による。 (5) 表面仕上げは、仕上げ表による</p>																						

(1) 1階・2階・4階便所(男子) 改修箇所 在来 改修		
床	小口タイル張り(存置)	長尺シート張り仕上げ (防汚・消臭・防滑加工品) (レベル調整材等により不陸修正する) 既存配管撤去後の貫通孔閉塞 新規配管用貫通孔の開口
壁	既存CB腰壁、化粧壁一部撤去 タイル張り存置	設備隠蔽用腰壁、化粧壁新設 メラミン化粧合板仕上げ 躯体調整、不陸修正等の下地処理を含む
天井	石膏ボード張り (下地軽鉄天井共撤去)	軽量鉄骨天井(JIS19) メラミン化粧合板仕上げ
トイレ ブース	合板張り撤去	メラミン化粧合板製トイレブース その他、付属物は別記による 設計規格 小松ウォール(株)   サニティTB-SPH
洗面台 (カウンター)	手洗陶器撤去	洗面台設置 配管は設備工事による。
(2) 待合区画(旧洗面所) 改修箇所 在来 改修(仕上げ材は不燃材料とすること)		
床	小口タイル張り存置	塩ビシート張り仕上げ (長尺シート防滑加工品) (レベル調整材等により不陸修正する) 既存配管撤去後の貫通孔閉塞 新規配管用貫通孔の開口
壁	既存CB腰壁、化粧壁一部撤去 タイル張り存置	設備隠蔽用腰壁、化粧壁新設 MDF化粧合板仕上げ 躯体調整、不陸修正等の下地処理を含む
天井	石膏ボード張り (軽鉄下地共撤去)	軽鉄下地   JIS-19 捨張り   GB-R12.5 MDF化粧合板仕上げ
洗面台 (カウンター)	手洗陶器撤去	設置無
大型鏡	在来なし	図示箇所に大型鏡設置
(3) 更衣室/シャワー室(撤去)		
床	①在来床組み 一部撤去 ②コンクリート土間 存置 ③タイル張り 存置	一部床組み等のうえ、前面にわたり以下の仕上げを行う ① 合板敷き(5.5t) ② クッションフロア(2.8t) 参考規格は仕上げ表のとおり
壁	在来存置 (タイル張り/塗装仕上げ)	石こうボードにより下地形成のうえ化粧合板張り(一部配線隠蔽用軽鉄下地建て) 表面仕上げについては図示及び仕上げ表のとおり
天井	石膏ボード張り (軽鉄下地共撤去)	軽鉄下地   JIS-19 捨張り   GB-R12.5 MDF化粧合板仕上げ
洗面台	在来手洗陶器撤去	化粧洗面台新設 参考規格洗面台: LIXIL(株)   エスタ 参考規格鏡: TOTO(株)   MMA5
脱衣棚	在来撤去	図示箇所に脱衣棚を新設

A-8 トイレブース 特記	トイレ個室ブースに設ける設備以下による (1) トイレットペーパーホルダー 小物を置くことができるデザイン、又は台が付属すること ホルダーは2個のトイレットペーパーが設置できること (2) 便座クリーナー (3) トイレ用擬音装置 (4) その他、標準仕様及び機械設備工事による。
(電気工事) E-1 共通事項	(1) 停電作業 停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項に留意する。 (ア) 事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議する。 (イ) 緊急時等の連絡体制表を作成し、必要箇所に表示する。 (2) 活線及び活線付近作業 活線及び活線近接作業は、行わない。ただし、やむを得ず作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項による。 (ア) 管理体制、管理範囲、表示、保護具・防具等について作業手順書を作成し、監督職員と協議する。 (イ) 特別高圧及び高圧回路(以下「高圧回路等」という。)の作業中は、電気主任技術者、監督職員又は電気保安技術者の立会いを受ける。 (ウ) 高圧回路等に係る次の作業を行う場合は、絶縁用保護具を着用する。 (a) 高圧回路等を取扱う作業で感電するおそれがある場合 (b) 高圧回路等に接触し、感電するおそれがある場合 (c) 高圧回路等が作業者の頭上0.3m以内又は作業者から0.6m以内に接近して作業することにより、感電するおそれがある場合 (I) 高圧活線近接作業に使用する絶縁用保護具及び絶縁用防具は、労働安全衛生法第44条の2に基づく型式検定に合格したものとする。 (オ) 低圧回路を取扱う作業において感電のおそれがある場合は、絶縁用保護具を着用し、活線作業用工具を用いる。 (カ) 低圧回路に接触することにより感電のおそれがある場合は、当該部分に絶縁用防具を装着する。ただし、絶縁用保護具を着用することにより、感電のおそれがない場合は、この限りでない。 (キ) 作業中は、活線及び活線近接作業の範囲を表示する。
E-2 撤去工事	(1) 照明設備撤去 天井照明、洗面台照明は撤去する。 (2) 撤去した蛍光灯は適法に処分し、書面により監督職員に報告する
E-3 分電盤増設	図示に従い分電盤を増設する。 分電盤は以下のとおりとする。 分電盤: AC1φ 3W 210V/105V   主幹 MCCB3P75/75AT   分岐: ELB 12回路
E-4 配線等工事	図示により以下作業を行う。各々最寄りのEPS内分電盤から配線を行う。 (1) 各々最寄りのEPS内分電盤から配線する 配線については図示凡例を参照のこと (2) コンセント設置 アース-ミル付接地コンセント WN1131 又は同等品
E-5 照明設備設置	照明設備を設置する 機種は図示のとおりとする。

| 照明設備は熱線センサーによる制御が可能なものとする。

(設備工事)  
M-1一般事項

(1) 環境への配慮

- ① 工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。
- ② 使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

(2) 機器の品質等

- ① 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使う機材は、新品に限らない。  
なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
- ② 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。

M-2配管一般事項

標準仕様書に従い適切に施工する。

改修標準仕様書（機械設備編）：2.1.1～2.8.3

M-3撤去工事

標準仕様書に従い適切に撤去する。

M-4配管改修

以下の配管改修を行う。

範囲は図示のとおりピット内にて既存配管に接続する。

- (1) 給水管  
図示に従い在来配管は撤去し、新たに管を配管する。
- (2) 汚水管  
図示に従い在来配管は撤去し、新たに管を配管する。
- (3) 雜用排水管  
図示に従い在来配管は撤去し、新たに管を配管する。
- (4) 通気管  
汚水、雑排水管の通気管は図示に従い在来配管を撤去し、新たに管を配管する。
- (5) 配管のレイアウト変更による床スラブの在来貫通孔閉塞、新規配管用の貫通孔を設ける。
- (6) パイプサポート等は標準仕様書に従い適切に設ける。
- (6) 配管保温工事については標準仕様書による。

M-5衛生陶器等  
改修工事

(1) 衛生陶器

以下のとおり衛生陶器等の撤去、設置を行う。

衛生陶器（大便器）は官給する。

掃除用流し、冷水器は受注者の手配とする。

	在来	改修
大便器	和式便器 洋式便器（タンク付き）	タンク式床置床排水II形便器(C1200S) (温水洗浄便座付き) TOTO ピュアレスト又は同等品を予定
掃除用流し	在来品撤去	-
冷水器	工事開始前に移設	工事完成後、図示箇所に復旧

M-6換気設備等  
改修工事

(1) 換気設備

図示箇所に全熱交換機を設置する。  
機種については図示を参考として選定する。

(2) 全熱交換機

図示箇所に全熱交換機を設置する。  
機種については図示を参考として選定する。

(3) ダクト

スパイラルダクトφ150、壁貫通屋外側にはφ150用屋外換気用ガラリ設置

(4) コア抜き

ダクト及びガラリの設置に必要な壁貫通孔を各階1か所ずつ設ける。

M-7空調設備等  
改修工事

(1) 空調設備設置

図示に従い空調設備設備を設置する。  
空調設備は官給する。

(2) 冷媒管

室内機、室外機の冷媒管を敷設する（冷媒管は受注者手配）

(3) 結線

分電盤、室内機、室外機の配線を敷設する（配線は受注者手配）